

議会運営委員会における委員会活動のまとめ

平成30年 5月

当委員会は、平成29年 5月11日、平成29年大府市議会第1回臨時会において、現在の構成となった。その後、1年間、年間の中心テーマを「委員会のテーマ活動の総括・評価について」と定め、調査研究を進めてきた。

このたび、当委員会委員の任期が満了を迎えるに当たり、調査研究結果を以下のとおりまとめた。

1 委員会の調査研究結果の概要

(1) 委員会のテーマ活動の総括・評価について

平成25年度から、各常任委員会では、年間の調査研究テーマを設定し、活動しているところである。毎年、6月にテーマを決定し、関係団体との情報交換や先進地視察を経て、市への提言を含めた報告書を作成している。そして、5月臨時会（改選年は3月定例会）の本会議において、各常任委員長から調査結果の報告がされ、その後、議長から市長に対し、報告書が送付されている。なお、大府市議会では、これら一連の取組を「委員会のテーマ活動」と呼んでいる。

こうした取組の中で、前期の議会運営委員会において、テーマ活動を始めてから4年が経過したため、一度、活動に対する総括・評価をしてはどうかという意見が出され、委員が感じている課題等について洗い出しが行われた。その際には、課題等として、「テーマ活動の報告書（提言）に対する執行部の対応状況を確認する仕組み」「議員及び議会事務局職員の多忙化」「テーマの選定（マンネリ化することへの危惧）」「全議員の情報の共有化」などが挙げられていた。

このうち、「テーマ活動の報告書（提言）に対する執行部の対応状況を確認する仕組み」についてのみ協議が終わった段階で、5月の委員の改選を迎えたため、今期の議会運営委員会においては、残された課題等について引き続き協議を行い、他市議会への視察等により調査研究を進めてきた。

①（仮称）「テーマ活動全体会議」の開催について

大府市議会では、常任委員会のテーマ活動において、各委員会が1年間、調査研究した結果を報告書にしてまとめ、議長に提出している。その後、報告書は、本会議において、その概要報告を行い、議会の了承を得て、議長から市長に送付している。なお、報告書については、市政への提言を含んだ内容とすることになっている。

しかし、当委員会が視察した長野県飯田・松本両市においては、細かいところで多少の違いはあるが、いずれも、「政策討論会」という議会内だけの討論の場を設けている。すなわち、各常任委員会が提言書ないし報告書としてまとめ上げたものの

うち、その常任委員会が提言として市長に提出することを希望する場合においては、全議員が参加する「政策討論会」に諮ることになっている。そこでは、まず、常任委員長のプレゼンテーションが行われ、質疑の後に、議員間討議を行い、時には修正案が出され、最終的に全会一致で賛成されたものだけを市長への提言としている。全議員の賛同が得られない場合には、松本市では議長への報告にとどまり、飯田市では所管部局へ報告される。

視察後の委員意見交換会では、ほとんどの委員が、飯田市・松本市の「政策討論会」のような、全議員参加の会議の導入を検討すべきであるという意見であった。

この会議の導入は、「全議員の情報の共有化」という課題に対する一つの答えとなるものと考えられる。

②（仮称）「テーマ活動全体会議」の在り方について

飯田・松本両市では、常任委員会の提言案を、議会からの提言とするために、「政策討論会」に諮り、原則として全会一致で賛同を得なくてはならない。

しかし、視察後の委員意見交換会で、この点に異論を唱える委員が複数いた。その理由は、テーマについて1年間調査研究した委員と調査に関わっていない議員とでは、テーマに関する知識の量が大きく違っており、自ずと意見が違って当然であるというもの。また、テーマ活動の目的が「市民に何をどのように還元して、市民福祉の向上を目指すのか」ということを考えると、全会一致である必要はないという意見であった。

大府市議会に、新たに全議員参加の会議を設けるとしても、そのあるべき姿について、しっかりと議論して、大府型の自由討議の場とすることを目指すべきである。

その後、委員意見交換会において更に協議を重ねた結果、次のような在り方が望ましいという意見で一致した。

ア テーマ活動に関して、全議員が参加する意見交換会の機会を設けることとする。

ただし、それは、全議員の意見の一致を目指すことを目的とするものではない。

委員会に所属していない議員にも客観的な立場から意見をもらい、調査研究の内容をより充実させるために行うものであり、そこで出された意見をどこまで参考にして反映するかは、最終的には各委員会で判断することになる。

イ 会議体としては、現在の会議規則にある「議員意見交換会」とし、わかりやすいよう、「テーマ活動全体会議」等のサブタイトルを付ける。

ウ 各委員会とも、調査期間中、少なくとも1回は、年間テーマについて報告・説明を行い、他の議員の意見を聴くことを義務付ける。

エ 開催時期については、円滑な議会運営の観点から、あらかじめ候補日を設定しておいて、各常任委員会に準備しておいてもらい、各常任委員会が同時に報告を

行ったほうがよいと思われる。具体的には、各委員会の視察が終了した11月頃、12月定例会前の議案説明会の頃がよいのではないかとと思われる。

オ 新設する(仮称)「テーマ活動全体会議」の実施は、平成30年度からとしていく。

③常任委員会の任期について

当委員会が視察した飯田市では、常任委員会の委員の任期は2年である。視察の際に説明していただいた議員によれば、議員になってからずっと2年任期で取り組んできたので、1年任期の経験はないが、テーマ活動を1年で行い、委員全員の意見をまとめ、政策提言にまで持っていこうとするのは、難しいのではないかと。また、2年任期であれば、市長に対して提言をする前に、意見交換した市民や団体に対して、調査報告をすることができるので、「あなた方は聞くだけか。聞くだけだったら、もう来なくてもいい」という市民・団体からの批判に対して、十分応えることができるという。

一方、松本市の常任委員会の委員の任期は1年である。松本市では、議会基本条例を平成21年3月に制定し、22条に及ぶ条文で、市議会が担う役割と果たすべき使命を明記した。市議会が条例に従って実行すべき項目は数多くあり、結果として、議員は多忙を極めているのではと想像したが、その旨をお尋ねすると、「慣れですね」という返事であり、「1期目からこの世界に入れば、それほど気にならない」ということであった。

視察後の委員意見交換会では、「テーマ活動の多忙化を理由に、委員の任期を2年にするというのは危ない」「1年任期のほうが汎用性がある」という意見や、「2年にすると、どういふ変化が期待できるのか、また、懸念材料はないかなど、メリット・デメリットを整理して、期限を設けずに、議論することが大事である」といった意見など、全体として任期を変更することには慎重であるべきだとする意見が多数であった。

その後、委員意見交換会において更に協議を重ねた結果、「任期中に全ての常任委員会を経験したいという議員もいる」「もう1年同じ委員会をやりたい人は、次の年に再度希望を出せばよいのではないか」「1年で調査研究が終わらなければ、同じメンバーで特別委員会をつくって、調査研究を継続するという手法も考えられるのではないか」等の意見から、最終的には、大府市議会の常任委員会の任期は、これまでどおり1年でよいという意見でまとまった。

④議員及び議会事務局職員に対してテーマ活動が及ぼした影響について

委員会のテーマ活動は、議員間討議を活発にし、議員の資質向上を目指すとともに、調査研究を通して、広く市民福祉の向上につなげていくことを目的に取り組んできた。これまで4年間、テーマ活動に取り組んできた結果、「政治的立場を超えて、

他党派の議員と意見交換をすることを通して、一つの常任委員会がチームとなって市民福祉の向上を目指そうという姿勢へと転換してきている」「関係団体や委員間の意見交換を通して、現場の声や考えを聴くことで、問題点や改善すべき点が明確になってきた」等々、テーマ活動を高く評価し、今後も継続していきたいという意見が数多くある。

一方、改善が必要な点として「テーマの選定（マンネリ化することへの危惧）」「議員及び議会事務局職員の多忙化」という課題が出てきた。

こうした課題について、飯田・松本両市議会を視察し、先進事例を調査したところ、両市とも大府市以上に多種多様な取組を実行しているということがわかった。多忙か否かは、個人の感覚の問題もあり、判断しにくいのが、恐らく、取り組んでいる議会活動は、大府市議会よりも多いのではないかと推測される。

そこで、今一度、委員会のテーマ活動の在り方について意見交換したところ、次のような意見でまとまった。

ア 大府市議会先例集においては、常任委員会及び議会運営委員会は、その任期中にテーマ活動を行うことが例となっているが、テーマ活動を実施するか否かは、特別委員会の設置状況その他の事情を鑑み、各委員会の判断により決定することとしている。すなわち、委員間の自由な討議の上で、テーマ活動を実施しない年とすることもできるということを確認した。

イ テーマ活動では、1年間の調査研究の結果を報告書に取りまとめることになっている。この報告書の内容は、各委員会の自由な討議の結果を報告するものであり、市政への提言という形をとらずに、結果の報告にとどめるなど、柔軟な対応があってもよいとの意見があった。

そこで、委員意見交換会において協議した結果、大府市議会関係例規集の附属資料「常任委員会のテーマ活動」の中にある「報告書については、市政への提言を含んだ内容とする」という文言を、「市政への提言を含んだ内容とすることができる」と修正することとした。

ウ 委員会のテーマ活動が事務局職員の業務量の大幅増を引き起こしているとするれば、議会として、事務局職員の増員等で対策する手段もあることを確認した。

議会改革は今後も更に進められなければならない。改革により新しい事務や活動が増えることは、テーマ活動と同様に、十分考えられる。市議会の役割を遂行するために議員と議会事務局職員の業務量が大幅に増加したときには、まず、事務事業の見直しを行い、協力して事務の流れを改善するとともに、これまでの慣例で行われていることを改善できないかどうかを協議し、それでも解決できない場合には、事務局職員の増員という手段も検討されるべきである。

(2) 一般質問後の反省等について

当市議会における一般質問については、平成25年大府市議会第1回定例会から、再質問以降を一問一答方式により行うこととしている。それ以来、議会運営委員会では、定例会終了後に振り返る場を設け、委員間の意見交換を行ってきた。

委員からは、「通告外の再質問について、議長の積極的な議事整理に期待する」「何のために一般質問を行うのか、全議員が今一度、再確認すべきである」など、毎回様々な意見が出された。これらの意見は、「議会運営委員会ニュース」に掲載し、全議員に周知し、改善に努めた。

今後においても、市民にわかりやすい一般質問とするため、ルールを守るとともに、市民サービスの向上につながるような内容となるよう、議員個々が努力する必要があると考える。

(3) 大府市議会当初予算審査要領の一部改正について

委員会における当初予算の審査については、平成25年以前は事前通告制を採用しておらず、どの議員がどの項目に対する質問をするのかがわからなかったため、同一の事業であっても質問が連続して行われなかったこともあり、わかりにくいものとなっていた。

そこで、平成26年度当初予算の審査において、事前通告制の試行を行い、平成27年度当初予算の審査から本実施をし、以降、改善を行いながら進めてきた。

平成29年第1回定例会の当初予算審査は、試行も含めると、事前通告制を採用してから4回目の当初予算審査となった。

その後、平成29年4月6日に平成29年度の当初予算審査の反省会（議員意見交換会）が行われ、各会派や各委員会から、「追加質問は、款ごとではなく全体で行うこと」「調整会議を任意でなく、必ず開催すること」「調整会議の場での質問の追加を認めること」「調整の場の会議体の在り方」等について意見が出された。

これらについて協議・検討するため、当初予算審査要領の改正が当委員会に諮られることとなった。

議会運営委員意見交換会における協議・調整の結果、「追加質問の申出時期を見直し、当日の追加質問の機会はなしとする。追加質問については、調整会議で申し出ること」「調整会議の任意開催を見直し、必ず調整会議を開催すること」「追加質問については、調整会議で申し出て、そこで認められれば質問を追加することができること」でまとめ、平成30年1月15日に当初予算審査要領の改正を行った。

そして、改正後の要領に基づき、平成30年大府市議会第1回定例会の常任委員会において、平成30年度の当初予算の審査が行われたところである。

(4) 大府市議会決算審査要領の一部改正について

委員会における決算の審査については、平成18年に決算特別委員会から各常任委員会への分割付託に切り替わったときから、大府市議会決算審査要領に基づいて行っている。

平成29年11月22日に開催された平成28年度の決算審査の反省会（議員意見交換会）において「本会議の質疑を事前通告制にしてはどうか」という意見が出された。これは、平成29年第3回定例会の決算認定議案上程の際の質疑において、事前通告がなければ答えられないような細かい数字を聞く質問があり、執行部が答弁できなかったケースがあったことから出された提案である。これについて協議・検討するため、決算審査要領の改正が当委員会に諮られることとなった。

議会運営委員意見交換会における協議・調整の結果、本会議の質疑の事前通告制の導入は見送ることとなったが、本会議と委員会の質疑の在り方について、委員間で意見が交わされた。

(5) 本会議と委員会の質疑の在り方について

今年度の決算審査要領の一部改正の協議の中では、単に各常任委員会における決算審査の方法の議論にとどまらず、本会議における質疑の在り方や、本会議と委員会の役割分担についても議論が交わされた。

大府市議会は、三つの常任委員会を置き、議案等については、人事案件、意見書等の一部の例外を除き、原則として所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する運営方法、すなわち、委員会中心主義をとっている議会である。

この趣旨は、複雑化・専門化する自治体の事務を能率的・専門的に審査・調査するためである。

表題の件について、議会運営委員意見交換会において協議・調整した結果、本会議での質疑は、議案の大綱、すなわち議案全体に関わることとし、議案の詳細にわたる質疑は、委員会で行うことが原則であることを確認した。このことは、決算のみならず、当初予算や一般議案においても同様であり、今後、徹底していくことで意見がまとまった。

(6) 委任による専決処分について

平成29年度は、年度末の税制改正に伴う条例改正以外に、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分が1件行われた。

これは、平成29年6月末の市内主要企業の確定申告により、法人市民税において多額の還付金及び還付加算金が発生することとなり、急きょ補正予算を編成する必要に迫られ、7月11日付けで補正予算の専決処分がなされたものである。

本市としては、法的に還付金を支払う義務があること、また、還付金の額が多額で

あり、1日ごとに多額の還付加算金が発生する事態となったこと等から、市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないものと判断され、当該専決処分が行われることとなった。

このことについては、後日開催された第3回定例会において、全会一致で承認しているように、やむを得ない判断であったものと考えている。

また、昨年9月29日には、衆議院の解散があり、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行のため、急きょ補正予算を編成する必要に迫られることとなった。

このときは、第3回定例会の会期中であったことから、急きょ休会の日の本会議を開き、当該補正予算の採決を行ったところである。

この2件のような事例は、いずれも、市が法的に執行する責任を負っているものであり、市独自の裁量の余地が少ないと思われる事例である。また、議会の議決すべき事件を審議し、議決することは、議会及び議員の責務とはいえ、議会を開催するのにも、当然、その分の時間と費用が掛かることになる。

以上のようなことから、地方自治法第180条の規定により、議会の委任による専決処分事項として指定すべきか否かが会派代表者会議で話題となり、議会運営委員会において協議するよう、議長から依頼されることとなった。

これらの事柄について、議会運営委員意見交換会において協議した結果、議会及び議員として審議する余地が全くないわけではないこと等から、委員からは慎重な意見が相次ぎ、議会運営委員会において専決処分事項の指定に係る議案の提出を行うことは、今回は見送ることとなった。

2 委員会の経過

- (1) 平成29年5月11日（木） 議会運営委員会
 - ・ 正副委員長の互選
 - ・ 閉会中の調査研究付託案件についての協議（決定）

- (2) 平成29年5月23日（火） 議会運営委員意見交換会
 - ・ 今後の委員会活動についての協議

- (3) 平成29年6月13日（火） 議会運営委員意見交換会
 - ・ 6月議会の一般質問に対する意見交換
 - ・ 今後の委員会活動についての協議

- (4) 平成29年7月20日（木） 議会運営委員意見交換会
 - ・ 委員会のテーマ活動の総括・評価についての協議
 - ・ 当初予算及び決算の審査方法についての協議

- (5) 平成29年8月7日（月） 議会運営委員意見交換会（中止）
 - ・ 台風18号の接近に伴う気象警報の発令並びに災害対策本部・支部の開設のため、開催を取りやめた。

- (6) 平成29年9月14日（木） 議会運営委員意見交換会
 - ・ 9月議会の一般質問に対する意見交換
 - ・ 委員会のテーマ活動の総括・評価についての協議
 - ・ 委員派遣（県外視察）についての協議（視察項目先の検討）

- (7) 平成29年9月26日（火） 議会運営委員会
 - ・ 委員派遣（県外視察）についての協議（決定）

- (8) 平成29年9月26日（火） 議会運営委員意見交換会
 - ・ 委員派遣（県外視察）についての協議（質問事項等の検討）
 - ・ 委員会のテーマ活動の総括・評価についての協議

- (9) 平成29年10月24日（火）・25日（水） 委員派遣（先進地視察）
 - ・ 長野県飯田市議会 議会改革の取組について
（常任委員会の調査研究と政策提言及び政策討論会について）

- ・長野県松本市議会 議会活性化の取組について
(議会基本条例に基づく政策提案・提言の取組(常任委員会のテーマ調査研究と各種団体との意見交換会、政策討論会等)について)

(10) 平成29年11月22日(水) 議会運営委員意見交換会

- ・視察終了後の意見交換
- ・委員会のテーマ活動の総括・評価についての協議

(11) 平成29年12月11日(月) 議会運営委員意見交換会

- ・12月議会の一般質問に対する意見交換
- ・当初予算及び決算の審査方法についての協議
- ・委員会のテーマ活動の総括・評価についての協議

(12) 平成30年1月15日(月) 議会運営委員意見交換会

- ・大府市議会当初予算審査要領の一部改正(案)についての協議
- ・委任による専決処分についての協議
- ・委員会のテーマ活動の総括・評価についての協議

(13) 平成30年1月15日(月) 議会運営委員会

- ・大府市議会当初予算審査要領の一部改正についての協議(決定)

(14) 平成30年2月8日(木) 議会運営委員意見交換会

- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(15) 平成30年3月9日(金) 議会運営委員意見交換会

- ・3月議会の一般質問に対する意見交換
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(16) 平成30年4月6日(金) 議会運営委員意見交換会

- ・一般質問等に係る先例集の見直しについての協議(見送り)
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議(確認)

(17) 平成30年5月2日(水) 議会運営委員会

- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議(決定)

3 おわりに

以上が当委員会の調査研究及び協議の結果であるが、今年度は、平成25年度から始まり4年が経過した「委員会のテーマ活動の総括・評価について」が課題であった。そこで、自らの議会活動の現状を理解するために、議会改革の先進地である長野県飯田市と松本市に伺い、調査研究を進めてきた。

両市議会とも、長い議会改革の過程を経て、現在の議会を構築してきており、改革のための様々な試行錯誤こそが議会改革そのものであると言えるような先進市であった。

今回の調査研究の結果、大府市議会へ「テーマ活動全体会議」の開催を取り入れることになった。その目的は、委員会に所属していない議員より、大所高所から意見をいただき、テーマ活動をより充実させることにある。ただし、あまり難しく考えずに、調査研究の途中経過を広く議員に公表して、意見を伺う機会と捉えていただければいいのではないかと。

さて、もう一つ、「テーマの選定（マンネリ化することへの危惧）」という課題項目もあった。これについては、報告書では正面からは答えていない。というよりも、項目として挙がっていたが、活発な議論にはならなかったからである。

この点に関しては、平成28年10月に視察した埼玉県戸田市での「常任委員会の年間テーマ活動について」視察したときの報告書が参考になると考える。

「年間テーマがなかなか決まらなくなってきたら、テーマ活動の再検討の時期とも考えられる。しかし、これは一つのリトマス試験紙でもある。議員とは何らかの政策や目標を掲げて出てくるものであり、年間テーマが出せなくなってきたときは、その議員の資質が問われるということではないか」

以上、今年度も委員間討議が活発に行われ、議会改革の新たな一歩を進めることができたと考える。関係者の皆さんに心からお礼申し上げ、本報告書の結びとする。

議会運営委員会委員名簿

(平成29年5月11日～平成30年5月11日)

役職名	氏名	所属会派
委員長	山本 正和	自民クラブ
副委員長	小山 昌子	市民クラブ
委員	森山 守	無会派クラブ
委員	加古 守	自民クラブ
委員	日高 章	自民クラブ
委員	上西 正雄	市民クラブ
委員	窪地 洋	公明党

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順